

尼崎市立自転車等駐車場指定管理者等の質問事項及び回答

No.	質 問 内 容	回 答
1	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」とありますが、一時駐車券売機以外の駐輪機器での管理運用は可能でしょうか。</p>	<p>一時駐車券売機以外の駐輪機器（電磁ロック式駐輪機及びゲートシステム等）での管理運用は可能です。 ただし、業務に支障が出ないようにご注意ください。</p>
2	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「なお、尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は、従業員による手売りのため、一時駐車券売機は設置していません。」とあり、営業日の項目においては施設の建て替えによる休止を予定との事であるので、尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は、特に一時駐車券売機の設置は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
3	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「なお、旧の一時駐車券売機は令和7年6月30日までリース契約が残るため新券売機の設置場所については、本市と協議してください。」とありますが、現在の旧券売機の場所へ新券売機を設置する場合、管理委託料の範囲で移動を実施して、その後の撤去は市の費用と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案上限額の範囲内で実施してください。</p>
4	<p>募集要項 P 5 2 (12)②イ 一時駐車券売機 「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」とありますが、指定管理者が仕様書に沿って設置した機器の所有は尼崎市の所有となるのでしょうか。また、指定管理者の提案で設置した駐輪機器の所有者は尼崎市、指定管理者のどちらとなるのでしょうか。</p>	<p>指定管理者が仕様書に沿って設置した機器の所有者は指定管理者となります。また、指定管理者の提案で設置した駐輪機器の所有者も指定管理者となります。 ただし、管理期間後の市への帰属は協議により可能となる場合もあります。</p>

No.	質問内容	回答
5	<p>募集要項 P 5 2 (12)②ウ その他 「キャッシュレス機能追加・・・その際に発生する機器関連費用及び決済手数料は、指定管理者で負担してください。」とありますが、5年間の管理委託料内で費用の積上げが可能であれば、積算してよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>提示している提案上限額の範囲内であればキャッシュレス機能追加に伴う決済手数料を含んだ提案をしていただくことは可能です。</p>
6	<p>募集要項 P 6 2 (12)③ 修繕に要する費用 「実費相当(予算内の範囲)を市が指定管理者に支払います。」とありますが、定期更新機及び一時駐車券売機等の指定管理者が用意した機器の修繕についても市が指定管理者に支払うと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>指定管理者が導入した一時駐車券売機及び市が貸与している定期更新機の修繕については、指定管理者の負担となります。</p>
7	<p>募集要項 P 7 2 (13) 提案上限額 東部、西部の提案上限額について5年間の金額が提示されていますが、【参考金額】として「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の金額が分けて提示されています。「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の参考金額の内訳それぞれについて下回る必要があるでしょうか。</p>	<p>「指定管理業務」と「放置自転車対策業務」の参考金額の内訳それぞれについて下回る必要はなく、両業務の総額が下回るよう提案願います。</p>
8	<p>募集要項 P 8 2 (14)① 子供乗せ電動アシスト自転車の受け入れ体制の強化 「必ず各施設に受け入れができるスペースの確保を行ってください。」とありますが、現在よりも定数が減少するのは構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
9	<p>募集要項 P 8 2 (14)② 定期新規受付の24時間受付 「今回の業務期間からは、電子メール等を活用した定期の24時間受付を実施してください。」とありますが、「規則 第7条2及び3」に基づき、利用の前月末の6日前から利用月の3日までの期間のみWEBでの24時間受付にすればよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>現行、新規で定期利用を希望する場合は、駐輪場窓口若しくは電話での受付けで、対応は従業員を配置している時間帯に限られております。 次期指定管理期間においては、電子メール等を活用し、24時間受付(予約待ち)とすることで利便性向上を期待するものです。 よって、ご質問にある定期販売期間のみではなく、365日24時間受付(予約待ち)として、利便性向上となるようなご提案をお願いします。</p>

No.	質 問 内 容	回 答
1 0	<p>募集要項 P 8 2 (15) 尼崎市シェアサイクル事業への協力</p> <p>「※サイクルポートの設置個所については資料 5 の設置箇所図を参照。」とありますが、現在よりも定数が減少して構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
1 1	<p>募集要項 P 8 2 (15) 尼崎市シェアサイクル事業への協力</p> <p>「事業提案に際しては、シェアサイクルポート設置スペースを除外した施設全体でのご提案をお願いします。」とありますが、指定管理者の駐輪機器設置提案内容によっては、資料 5 の設置箇所図に示された設置スペースの変更は可能でしょうか。</p>	<p>現在示しているシェアサイクルポート設置スペースは利便性を考慮して設定したものです。提案内容によっては駐輪場利用者及びシェアサイクル利用者の両者の利便性が向上する場合は市と協議の上設置スペースの変更は可能とします。</p>
1 2	<p>募集要項 P 1 6 4 (5) 提出書類 【注意事項】</p> <p>「企画提案書は、用紙サイズは、A4 版とし、表・中・裏表紙、目次を除き 原則として 40 項以内にまとめること。文字サイズは 10 ポイント以上とすること。」とありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 枠を広げて記載する事は可能でしょうか。 ● 両面印刷での提出は可能でしょうか。 ● (東部 3-1) 以外に全体を通したページ番号の記載は可能でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠を広げて記載する事は可能ですが、紙ファイルもしくはチューブファイルに綴じたものの提出を必須としていることから、ファイルに綴じても読取が可能な綴じ幅を確保してください。 ・ 両面印刷での提出は可能です。 ・ 全体を通したページ番号の記載は可能です。
1 3	<p>募集要項 P 1 8 4 (7) 指定管理者に期待する事項</p> <p>「自転車のシェアリング(レンタサイクル、シェアサイクル)の推進」とありますが、自主事業扱いで、且つ定数は減少しても構わないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>自転車のシェアリングを提案いただく場合は、自主事業となります。また、自転車のシェアリングを提案したことにより、利用者の利便性が向上する場合は駐輪場の定数の減少は可能とします。</p>

No.	質問内容	回答
14	募集要項 P18 4(7) 修繕計画の策定 「老朽化した設備等に～～業務期間内で担当地域に関する施設の状況を把握し効率的な修繕を図るよう、修繕計画の策定に関する提案を求めます。」とありますが、躯体に関する修繕を含むのでしょうか、及び指定管理者は修繕計画の策定提案までで実際の修繕は市の判断、費用により実施すると理解してよろしいでしょうか。	躯体を含めた施設全体の修繕計画を立てることが理想ですが、躯体のみや設備のみに焦点を絞った修繕計画も求めています。なお、指定管理者は修繕計画の策定提案までとなります。
15	募集要項 P22 5(3) 配点表 3【企画提案書No.8】11項【指定管理及び放置自転車対策】・財務状況 (提出書類「(7)法人等の直近3か年の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書の確認」とありますが、P17「提出書類No.5」には「申請年度の前年度のもの」とあります。どちらと理解すればよろしいでしょうか。	法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表については募集要項に記載のとおり「申請年度の前年度のもの。ただし、申請年度に設立された法人等を除く。」とします。企画提案書の記載は誤りのため訂正いたします。
16	駐仕(東部) P2 5(4) の次が (6) となっていますが、ミスプリントと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 訂正いたします。
17	駐仕(東部) P2 5(6)ウ「電磁ロック式駐輪機等を設置する場合には、利用者へのサービスに支障がない範囲で市と協議のうえ配置人員を変更することができる。」とありますが、一時駐車券売機の導入は必須ではなく、電磁ロック式駐輪機等の設置でも構わないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
18	駐仕(東部) 上記 ⑰の理解でよければ、一時駐車券売機の導入はせずに、ゲートシステムの導入で対応しても構わないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 ただし、ゲートシステムを導入する場合でも、シェアサイクルの設置は必須となりますので、対応も含め提案してください。
19	駐仕(東部) 上記 ⑰、⑱で駐輪機器の設置が可能となった場合、既設のラックや掲示設備を撤去する必要がありますが、指定管理の終了後の原状復帰のために撤去部材は保管が必要でしょうか。	原則として原状復帰のために撤去部材の保管は必要です。ただし、撤去部材が大量に出る場合については別途と協議とします。

No.	質問内容	回答
20	<p>駐仕(東部) P5 10(1)(参考) 定期更新機 リース物件詳細</p> <p>「※現金にのみ対応、新札対応済み」とあり、一時駐車券売機は、指定管理者において新札、インボイスに対応し、現金のみに対応した一時駐車券売機へ入れ替えを行い、条件がありますが、定期更新機についてはインボイス対応していると理解してよろしいでしょうか</p>	<p>定期更新機についてはインボイス対応しておりません。現行は、従業員の手作業で対応しております。</p> <p>ただし、定期更新機のインボイス対応については、市で予算要求等を行い、予算措置が整えばインボイス対応の修繕を行う予定としております。</p>
21	<p>駐仕(東部) P5 10(2)イ 一時駐車券売機</p> <p>募集要項では「4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。」駐車場仕様書では「令和7年7月1日からは、指定管理者において新札、インボイスに対応し、現金のみに対応した一時駐車券売機へ入れ替えを行い、・・・」とありますが、設置時期はどちらになりますでしょうか。</p>	<p>一時駐車券売機は、4月1日より、指定管理者において一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください。</p> <p>駐車場仕様書については訂正いたします。</p>
22	<p>駐仕(東部) P5 10(2)エ 一時駐車券売機</p> <p>「尼崎市立阪急塚口駅南駐輪場は従業員による手売りのため、一時駐車券売機は設置していない。」とありますが、新たな設置が必須ではないと理解して現況の手売り対応でも良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
23	<p>駐仕(東部) P5 11 電磁ロック式駐輪機</p> <p>「指定管理者は、事前に市の承認を得た場合に限り、新たに駐輪場に電磁ロック式駐輪機等の機器類や駐輪ラック(以下「駐輪機等」という。)を設置することができる。」とありますが、提案時に一時駐車券売機にかわり、電磁ロック式駐輪機、ゲートシステムでの設置でも良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

No.	質問内容	回答
24	募集要項P16【注意事項】に記載の「応募者が類推できるもの」には、応募者のグループ企業名や現指定管理者であるかどうかについては含まれますでしょうか。	お見込みのとおりです。直接応募者名を示していなくても応募者のグループ企業名や現指定管理者であるかどうかは、類推できるものに含まれますので、提出書類だけではなく、プレゼンでの表現等についても注意願います。
25	JR 尼崎駅周辺施設での無人時間帯における現状の一時利用の受付方法をご教示ください。	JR 尼崎駅南・北駐輪場は午前4時50分から翌日午前1時20分まで開場しており、そのうち開場から午前6時及び午後10時から翌日の午前1時20分までは従業員が不在となります。 従業員不在時間帯の一時利用の対応については、従業員が管理を開始する午前6時に、場内にある料金未徴収自転車をチェックし、該当する自転車に料金未徴収札を取付け、退場の際に料金を徴収しております。
26	放置自転車等対策業務仕様書P3(5)カに記載の「遠隔通信システム」について詳細をご教示ください。	本市が契約しているオンライン会議アプリ「ZOOM」を使用して、撤去作業中の事業者と本市とで確認を行い、撤去自転車の特定を行っております。
27	「定期利用に係る新規利用の窓口受付及びWEBでの24時間受付の体制を整えること」とありますが、本申込(本契約および支払い)についてもWEBで24時間受け付ける必要はありますか。	現行、予約待ちが発生している駐輪場において新規で定期利用を希望する場合は、駐輪場窓口若しくは電話での受け付けで、対応は従業員を配置している時間帯に限られております。 次期指定管理期間においては、電子メール等を活用し、24時間受付(予約待ち)とすることで利便性向上を期待するものです。よって、本申込(本契約および支払い)をWEBで24時間受付を求めるものではありません。 なお、本申込は窓口で対応することを基本としておりますが、WEBでの24時間本申込受け付けなど利便性向上となる提案は可能です。
28	応募者独自の定期利用に係る予約・申込システムを使用する場合、「別記 個人情報・データ取扱特記事項(第8条関係)」に記載の各必要書類の提出は必要でしょうか	応募者独自の定期利用に係る予約・申込システムを使用する場合でも提出は必要です。

No.	質問内容	回答
29	面接審査の発表者の「基本事業計画書の従業員名簿記載予定者」は仮基本協定書の「第7章 業務実施に係る甲の確認事項」の「(2) 従業員の配置及びその名簿」に該当する者でしょうか。	お見込のとおりです。
30	平日と土日祝日及び夜間の放置自転車の現状の台数をご教示ください。	別紙「質問No. 30」を確認願います。
31	募集要項P19に記載の「自転車のシェアリングの推進」についてですが、自主事業でレンタサイクルを行う場合、貸出しする自転車のシェアリングは必須条件でしょうか。	<p>本市がレンタサイクルに期待している効果としては、駅から通勤や通学のために自転車を活用し、駐輪場を利用されている方がレンタサイクルを活用することで休日など利用されない時には、観光などで別の方がその自転車を利用できるほか、個人所有ではない点を活かし、レンタサイクルを手前から奥行き方向にスペースなく自転車を収納しておいても利用者は手前から順に使用することができ、結果的に既存の自転車収容台数を増大させるなど、施設スペースの効率的な活用が可能になるといった点を期待しております。こうしたレンタサイクルについては、シェアリングの観点を期待します。しかし、稼働率に余裕があるまたは低い駐輪場など前文の利用をしてお、駐輪スペースの活用が可能な場合に例えば、民間で事例のあるロードバイク等の特殊な自転車のレンタサイクルを実施するときなどはどちらかというとシェアリングの観点より駐輪スペースの有効活用の観点が高くなるため必ずしもシェアリングの観点を期待するものではありません。</p>

No.	質問内容	回答
32	募集要項P19に記載の「修繕計画の策定」についてですが、貴市が抱えている各駐輪場の老朽化について、貴市が把握している中で令和7年4月以降も残る老朽箇所を駐車場別にご教示ください。	修繕計画とは、修繕が必要なものを計画的に実施するために作成するものではなく、現在、設備機器などが事後保全となっているものを予防保全の観点を含めて修繕を行う計画策定を期待するものです。本年度は、JR尼崎駅南駐輪場にてベルトコンベアーの修繕を予定しており、未修繕になっているものについては、立花駅南地下駐輪場のベルトコンベアー等がありますが本市が把握しきれないものも含めて受託期間の中で確認し、計画を策定していただくことを期待しています。対象とする設備は、別紙「質問No.32」「質問No.48」を参照願います。(躯体等は記載しておりませんが計画は求めています。また、一覧から漏れているものについても計画策定の中で補完していただければ幸いです。)
33	放置自転車等対策業務仕様書P23自転車等啓発整理業務(4)イに記載のJR猪名寺駅については午後2時から午後6時まで啓発整理員を必ず配置することとありますが、年末年始を除く、平日、土曜日、日曜日、祝日のどれに該当するのかご教示ください。	平日に該当します。
34	放置自転車等対策業務仕様書P23自転車等啓発整理業務(4)について、現在の駅ごとの配置時間及び配置人員数を時間ごとにご教示ください。	「(様式6)企画提案書別紙資料(東部)(西部)」により確認願います。
35	放置自転車等撤去業務について、撤去を行う自転車は警告札貼付け後一定時間の経過を必要とされておりますでしょうか。現在の基準や貴市内のルールや見解があればご教示ください。	撤去対象自転車を特定後、即時撤去しております。
36	放置自転車対策業務仕様書各業務の(3)業務の実施期間は単年度となっておりますが、企画提案書および収支内訳書は5年分となっております。提出する書類は5年分で、指定を受けた場合の実施期間も5年間という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。5年間毎年度随意契約を締結します。

No.	質問内容	回答
37	自転車等保管返還等業務について、水光熱、通信費、修繕費、ごみ処理費以外に指定管理者が負担する費用はありますでしょうか、ご教示ください。	「(様式6) 企画提案書別紙資料(東部)(西部)」をご確認願います。
38	自転車等保管返還等業務について、機械警備の契約はなされておりますでしょうか。また、徴収した手数料を保管するための金庫等がありますでしょうか、ご教示ください。	機械警備は行っておりません。金庫につきましては、持ち去りやこじ開けの防止をしたものを設置しておりますが、防犯対策は事業者が責任をもって行ってください。
39	「提出書類 No.9 主たる事業所の所在する市町村の水道料金等を滞納していないことを証する書類」について、主たる事業所が共同ビルであり水道料金等がビル所有者に支払う家賃等の中に共益費として請求されている場合(会社としての証明書が発行できない場合)、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか、ご教示ください。	賃貸借契約書の写し等、水道料金等が家賃等に含まれていることが分かる書類および家賃等に滞納がないことを証した書類を一年間分提出してください。
40	説明会にて放置自転車の撤去時に iPhone 等の機器にて動画を撮る必要があるとお聞きしました。撮影する機器に関しては、通信ができるものでないといけないのでしょうか。また撮影した動画の保存期間をご教示ください。	オンライン会議アプリの「ZOOM」を使用し、本市でリアルタイムに録画を実施しているため、端末での録画の必要はございませんが、通信ができる環境が必要です。
41	放置自転車対策業務仕様書 P9(6) 駅周辺における放置自転車等の状況の報告に記載されている市が実施する実態調査は、年何回ぐらい実施されているのでしょうか、ご教示ください。	令和6年度までは年2回実施していましたが、令和7年度から年1回の予定です
42	尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務(東部)仕様書 P4/(西部) P5 9業務の再委託について、再委託先(契約業者名、契約連絡先、契約金額)をご教示ください。	個別の業者名については公表しておりません。業務及び経費については、「(様式6) 企画提案書別紙資料(東部)」「【令和5年度実績 北東部】」、「(様式6) 企画提案書別紙資料(西部)」「【令和5年度実績 北西部】、【令和5年度実績 南部】」を確認願います。

No.	質 問 内 容	回 答
4 3	<p>【募集要項】5ページ (12)費用負担・経費について ②イの一時駐車券売機</p> <p>「4月1日より、指定管理者において、一時駐車券売機の設置及び保守契約を行ってください」となっている一方、「また、～一時駐車券売機は、リース物件であり、令和7年6月30日まで再リース契約を結んでいます。当該機器の保守契約及び賃借料は、本市が負担します」とあります。</p> <p>令和7年4月1日から6月30日までの3か月間、尼崎市と指定管理者の二重の保守契約を締結することになるのか。また、自転車等駐車場管理運営業務仕様書(西部地域)の6ページの(2)一時駐車券売機アでは、「6月30日までは尼崎市にて一時駐車券売機を再リース及び保守契約を締結する」となっており、指定管理者が4月1日から6月30日まで保守契約を行うという記載がありません。どちらの内容が正しいのか。</p> <p>また、貴市にて把握されている一時駐車券売機の設置費用及び保守契約に係る月額費用をご教示ください。</p>	<p>現在使用している一時駐車券売機の再リース及び保守費用については、本市で負担します。令和7年4月1日から新規に設置する一時券売機の設置費用については、指定管理者の負担となります。よって対象となる機器が違うものであるため二重契約とはなりません。</p> <p>募集要項と仕様書に齟齬があります。新規に設置する一時券売機の設置費用の導入時期については、募集要項に記載のとおり令和7年4月1日となります。</p> <p>新規に設置する一時券売機の設置費用については、貴社で設置する機器の金額をお見積りの上、保守点検費も含め積算してください。また、現在使用している一時券売機とは、機能が異なるため、費用の回答は差し控えさせていただきます。</p>
4 4	<p>【募集要項】5ページ(12) 費用負担・経費について②アの定期更新機 について、「10月1日からは本市の物件となることから、指定管理者にて定期更新機の保守契約を行ってください」とありますが、保守契約に係る月額費用をご教示ください。</p>	<p>現行、本市が契約している内容は、定期更新機のリースおよび保守費用であり、令和7年10月以降、指定管理者に実施していただく内容については、保守契約のみとなるため、金額に相違があると思われることから、貴社でご確認をお願いいたします。</p>
4 5	<p>前項の一時利用券機を指定管理者で設置する場合、現行同等の機能および新札・新硬貨対応を有した一時駐車券売機であれば、機種は問わないという理解でよろしいでしょうか。また、該当の一時駐車券売機については、指定管理者の資産として取り扱うということでしょうか。</p>	<p>仕様書を満たす一時駐車券売機であれば、機種は問いません。また、指定管理者が導入する一時券売機については、本市との契約の取扱いとしては、指定管理者が管理する資産としての取扱いとなります。</p>

No.	質 問 内 容	回 答
4 6	<p>【募集要項】6 ページ (12) 費用負担・経費について ③修繕に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項の「緊急修繕」とは、どういったことですか。 「緊急時など事前に市と協議を行うことができない場合」という例示をお示しください。 ・修繕費用をとりあえず指定管理者が立替払いして、後日、その費用を市が指定管理者に支払うという理解でよろしいでしょうか ・過去には、指定管理施設である「生涯学習プラザ」で空調設備が故障した際、予算の流用で修繕したことが市議会議事録に掲載されていましたが、駐輪場の修繕予算が不足した場合、予算の流用等での対応は考えておられますか。それとも、予算がないという理由で翌年度まで修繕ができないということでしょうか。 ・利用者の利便性を損ねる設備等の不良が生じた場合、例えば、1 件あたり 30 万円未満の修繕費用を指定管理料とは別に年度協定で一定額を指定管理者に支払い、指定管理者の権限で修繕することは可能でしょうか。 	<p>「緊急修繕」とは定期的な検査や日常の保守管理等で異常等が見られないにもかかわらず、事故や災害等により、故障、損傷が発生し、日常管理備品での暫定対応も難しく、かつ、機能を一時停止することや代替え措置、代用品での運営が難しくそのままでは、駐輪場の利用者や施設管理等に重大な影響を及ぼすなど、やむを得ず、業者に発注することでしか運営が継続できない場合に行う緊急を要する修繕のこと指しています。</p> <p>「緊急時など市と協議を行うことができない場合」とは、休日等にトラブルが発生し、市の担当課に連絡を試みるも、連絡がつかない場合や大規模な災害が発生し、市職員が本業務以外の緊急対応を行っており連絡、協議ができない場合を想定しております。</p> <p>費用については年度協定等に基づき、一旦、指定管理者でお支払い願ひ、その後市から支払うこととなります。</p> <p>駐輪場の修繕予算が不足した場合、予算の流用等での対応については、市の予算措置に関する事項になり、今回の業務対象外のため、回答は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、提案のように別途、年度協定で一定額を定め修繕料をお支払いする方法についてはできません。</p>
4 7	<p>【募集要項】8～9 ページ (15) 尼崎市シェアサイクル事業への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は駐輪場の閉鎖時間(1 時 5 分～4 時 25 分)は活用できないと理解してよろしいですか。 また、実証実験後、指定管理業務に支障がある場合とは具体的にどのようなことでしょうか。 	<p>駐輪場内に設置のシェアサイクルポートについては、駐輪場の利用時間内の運用を予定しています。</p> <p>具体的にどのような支障があるかは、今回の実験で検証するため、運用する中で明らかになるものと考えます。</p>

No.	質問内容	回答
48	<p>【募集要項】19 ページ (7) 指定管理者に期待する事項 ●修繕計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市はどこの施設・設備の修繕が必要と認識しているのか。市が各施設にて修繕計画の策定を求める設備と数量をご教示ください。またその場合、修繕していない理由は何でしょうか。 ・現在の指定管理者が認識しているものは引き継がれるのか。残りの期間に修繕することになるのでしょうか。 ・各施設の設立当初からの、設備の設置年度や補修履歴について市が持っている情報を開示いただきたい。 	<p>施設、設備等の概要情報は別紙「質問No. 32」「質問No. 48」を参照願います。(躯体等は記載しておりませんが計画は求めています。また、一覧から漏れているものについても計画策定の中で補完していただければ幸いです。)</p> <p>これまで、駐輪場については指定管理者から施設設備の不具合等について市に報告があれば、予算確保に多少時間を要する場合がありますが、必要な予算措置等を行い修繕等の対応を行ってきたところです。</p> <p>施設設置から年数も経過する中で、修繕に関する指定管理者からの報告も増えつつありますので、計画的な補修等により、施設の長寿命化を図るため、日々施設設備の維持管理を行う指定管理者から修繕計画についてご提案いただき計画的な保全管理につなげていきたいと考えております。</p> <p>なお、現在の管理者から既にご報告いただいているもので予算確保ができたものは順次修繕を行っていく予定です。</p> <p>次年度予算対応となるものについては必要な予算要求を行ってまいります。また、具体的に順次修繕を行っていく予定に入っていない項目で現指定管理者が課題認識されているものについては、市に報告いただくとともに、次期指定管理者へ引き継いでいただくこととします。</p>
49	<p>【募集要項】21 ページ (3) 配点表【企画提案No.3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供乗せ電動アシスト自転車の受入れ・・・の「標準仕様の各施設に受け入れスペース」の標準仕様とは何か。明記されているのでしょうか。 ・定期券受付事務の効率化の「標準仕様の定期券の24時間受付」の標準仕様とは何か。明記されているのでしょうか。 	<p>募集要項8 ページ (14) に業務内容として盛り込む新たな項目を掲げています。</p> <p>ご指摘の標準仕様とは、各駐輪場に子供乗せ自転車の駐輪場所の確保、メールでの24時間受け付け窓口の設置を行うことを標準仕様としております。</p>

No.	質問内容	回答
5 0	<p>【募集要項】 21 ページ (3) 配点表 【企画提案 No.5】</p> <p>「その他の柔軟な発想による効果的な放置自転車の啓発方法の具体的内容」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 発信など・・・と記載があるが尼崎市の名前の入ったアカウントやメールアドレス等を作成・運用しても良いのでしょうか。 ・ 上項のメール・アカウント等について事業者が入れ替わる可能性も鑑みて、市がアドレスやアカウントを発行、使用できる環境を整えるほうが利用者にとって利便性の高いものとなるが可能でしょうか。 	<p>SNS 等のアカウント名などの設定については、本市と協議の上で実施してください。また、SNS での発信などは、指定管理者ごとに提案内容が異なる場合があることから指定管理者自身でアドレスやアカウントを取得していただく必要があります。</p>
5 1	<p>【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書 (西部地域)】 2～3 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【現場責任者管轄駐輪場】 について、立花駅第 2 駐輪場責任者が立花駅第 5 駐輪場を管轄する記載になっていますが、これまでは立花南地下駐輪場責任者が立花駅第 5 及び第 6 駐輪場を管轄しており、同一担当者が第 5・第 6 駐輪場での配置し、また巡回を行うなど、効率的な管理運営を行っています。このことから、従前どおりのグループで業務を実施したいと考えておりますので、善処していただきたい。また、現在、立花駅第 1 駐輪場と第 3 駐輪場をひとつのグループとしています。第 1 駐輪場に現場責任者と現場副責任者を配置し、第 3 駐輪場には現場副責任者を配置しておりますので、従前どおりのグループ分けで現場責任者及び現場副責任者の配置を行いたいと考えておりますので、善処していただきたい。 <p>(11) 【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書 (西部地域)】 4 ページ</p> <p>6 駐輪場の業務内容 (4) 条例等の規定を順守し適正に駐輪場の使用許可の取消し及び使用停止を行うこと</p>	<p>今回の指定管理者公募より、有人管理を前提として現金の取り扱いがある (一時券売機設置) 場所には、現場責任者を配置するよう設定し仕様書に記載したものです。責任者については責任者配置駐輪場への配置を必須としますが、管轄駐輪場は、本市が最適案として作成しておりますので変更する場合は、ご提案願います。</p> <p>仕様書 P4 禁止行為に該当する事案については、まずは、複数回、注意喚起等を行い、禁止行為の是正に努めた上で、それでも改善が見られない場合は、禁止行為や注意喚起の記録を残した上で、許可の取り消しをするかについて市と協議をしてください。</p> <p>指定管理者制度導入以降で禁止行為を理由として駐車許可の取消しや、利用停止を命じた事案についてはありません。</p>

No.	質 問 内 容	回 答
	<p>・尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第 13 条に規定する禁止行為では、「駐車場の係員の指示に従わないこと」及び「その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為」等があった場合、条例第 16 条で、「駐車許可の取消し」、「駐車場の利用の停止」等を命じることができる規定となっています。具体的には、駐輪場内での自転車走行は、他の利用者の安全を妨げている危険行為であり、駐輪場内にも「自転車走行禁止」の掲示していることや、係員も注意しているが、それを守らない利用者には、指定管理者の権限で駐車許可の取消しや駐車場の利用停止が可能かどうか、ご教示ください。また、これまで条例の規定に基づく、「駐車許可の取消し」又は「駐車場の利用の停止」を行ったことがありますか。行った場合、具体的にどのような行為があったのでしょうか。</p>	
5 2	<p>【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書（西部地域）】5 ページ</p> <p>8 駐輪場施設の維持管理(1)</p> <p>・法令等で定められた期間とは、駐輪場内のような整備等が該当するののかとともに、その法令の名称や法令に定められている具体的な期間をご教示ください。</p>	<p>法令等で定められた設備等については、消防用設備や自家用電気工作物を指します。</p> <p>法令で定められた期間とは、法令で定められた年次、月次等の定期的な点検ほか、機器の状態に応じて必要な点検を行うとともに、点検結果で指示された内容に応じて必要な修繕等を行うことや、設備機器・器具等について定められた有効期間や交換時期等を踏まえて交換や修繕を行うことです。</p>

No.	質問内容	回答
5 3	<p>【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書（西部地域）】7 ページ</p> <p>12 定期販売に関すること (3) 定期利用の予約受付について</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話での連絡のほか、SNS や E メールなどのいずれか 1 つ以上としているが、どの方法が良いかは予約者の選択肢の問題であって、強制的なものではないと考えていますがいかがでしょうか。 受付到来時の意味をご教示ください。 E メール等で予約受付した場合、空きが出れば電話で定期利用ができる旨の連絡方法でもよろしいですか。 	<p>現行、新規で定期利用を希望する場合は、駐輪場窓口若しくは電話での受け付けで対応は従業員を配置している時間帯に限られております。</p> <p>次期指定管理期間においては、利用者の選択肢を広げるため、電子メール等を活用し、24 時間受付（予約待ち）とすることで利便性向上を期待するものですが、指定管理者の負担やコストも考慮し、電話での連絡のほか 1 つ以上の効果的なツールの提案を求めているものです。</p> <p>受付到来時とは、定期利用の本申込ができる状態になったときです。</p> <p>E メール等で空き待ちの予約を行った方への連絡方法については、選択肢を提示し、ご本人の希望に応じて対応してください。</p>
5 4	<p>【尼崎市立自転車等駐車場管理運営業務仕様書（西部地域）】7 ページ</p> <p>14 「防災体制の整備」(2) 「安全管理」アでは、「なお、駐輪場においては防火管理者を選任しなければならない対象物でないため、防火管理者の選任義務はないが、同等以上の防火体制を確立し、避難訓練を実施すること」としています。</p> <p>一方、仕様書 p9 の 22 「その他」(4) の「消防法上の措置等」では、「～防火管理者等の選任、消防計画の作成～」となっています。</p> <p>現在の指定管理業務では、防火管理者を選任して消防局に提出するとともに、消防計画書も提出しています。また、令和元年に指定管理業務にかかる質問では「防火管理者は各駐輪場に選任するのでなく、指定管理業務を行う駐輪場全体で 1 人でよいか」への回答として、「1 人の選任でよい」との回答が示されましたので、消防局に防火管理者 1 人の届出を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者を選任しなくてよいのか。そのことを消防局も了解しているのかをご教示ください。 	<p>今回の指定管理者の公募に際し、現在、本市が防火管理者を設置している駐輪場については、置く必要がないことを消防局に確認済みです。</p> <p>防火管理者の設置義務はないですが、多くの市民が出入りする施設であるため、消防法に従って消防用設備等点検報告などの書類および訓練等の必要な措置を実施し、消防局に提出してください。</p> <p>同等とは、消防法に準じた体制とし、同等以上の防火体制とは、現在の防火管理体制以上の防火体制を指します。同等以上の防火体制を作成される場合は、受託後、現在受理している防火体制を提示しますので参考にしてください。</p>

No.	質 問 内 容	回 答
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火管理者を選任しなくてよいとするならば、「消防計画」並びに消防訓練結果など、消防署に提出する必要がないのでしょうか。 ・ 「同等以上の防火体制を確立」とのことですが、「同等以上」とは、具体的にどのような内容でしょうか。 ・ 仕様書の「防火管理者等」の「等」とは、どのような者ですか。ご教示ください。 	
5 5	<p>(15)【放置自転車等対策仕様書（西部地域）】3ページ</p> <p>4 放置自転車等撤去運搬業務(5)業務の内容 カ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔通信システムに係る備品・システムは貸与されるのでしょうか、次期も指定管理者の負担となるのでしょうか。 	<p>本市が契約しているオンライン会議アプリ「ZOOM」を使用しますので利用が可能なモバイル機器およびその通信料を提案額に費用計上願います。</p>
5 6	<p>(16)【放置自転車対策業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間撤去した場合、撤去自転車等の保管所での受け入れが午後 7 時以降となる可能性があります。この場合でも、必ず撤去当日から返還しなければならないのでしょうか、それとも、翌日以降でもよろしいですか。また、撤去当日に返還する場合、保管所は午後 7 時以降に何時まで開所しなければならないのでしょうか。 	<p>決定した受託者の提案により、開所時間の変更や翌日返還などを、本市と協議します。</p>